

大田市告示第30号

大田市地域ケア会議設置運営要綱（平成27年大田市告示第104号の2）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大田市長 楫野弘和

第1条中「大田市地域包括支援センターに」を「介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定に基づき、」に改める。

第5条第1項中「大田市地域包括支援センター所長」を「市長」に改める。

第8条中「大田市地域包括支援センター」を「介護保険課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。